

日本成長戦略会議の開催について

〔 令和 7 年 11 月 4 日
日本成長戦略本部決定 〕

1. 日本成長戦略本部の下、リスクや社会課題に対し、先手を打った官民連携の戦略的投資を促進し、世界共通の課題解決に資する製品、サービス及びインフラを提供することにより、更なる我が国経済の成長を実現するため、その具体化に向けて、日本成長戦略会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、次に掲げる国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、構成員として、臨時に会議に参加させ、又は関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣総理大臣
副議長	内閣官房長官 日本成長戦略担当大臣
構成員	内閣府特命担当大臣（経済安全保障）、財務大臣、厚生労働大臣、 経済産業大臣、防衛大臣その他内閣総理大臣が指名する国務大臣 及び内閣総理大臣が指名する有識者
3. 会議の庶務は、内閣府等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

1. この規程は、令和 7 年 11 月 4 日から実施する。
2. 新しい資本主義実現会議の開催について（令和 3 年 10 月 15 日新しい資本主義実現本部決定）は廃止する。ただし、廃止前の新しい資本主義実現会議が検討した事項等については、会議に引き継がれるものとする。